

## 評介柳田節子先生古稀記念 《中国の伝統社会と家族》

藤井志津枝\*

書名：中国の伝統社会と家族  
編者：柳田節子先生古稀紀念論集編集委員会  
出版時地：東京，汲古書院，1993  
頁次：717頁

### 一、柳田節子を中心とした中国女性史研究グループ

学習院大学教授柳田節子は、日本における伝統的中国社会史研究の著名な学者である。中国問題における農村の地主的土地所有形態の変革が、集権権力の社会的基礎をなすことに注目して、特に中小土地所有者の役割を究明した『宋元郷村制の研究』（創文社、1986年）は学術的評価が高い。また、柳田教授は宋代女性の財産相続権問題を通じて、これまで研究が不十分であった女性史・家族史の領域に研究の歩を進められた。自身が女性の歴史研究者であることも要素の一因となってか、1977年7月第二回婦人研究者問題全国シンポジュームを契機に、末次玲子、前山加奈子、橋本（佐藤）明子と共に『中国女性史研究会』を始めた。以来、同研究会は、柳田教授の研究室を主点として、研究・討論・訪問・機関誌「中国女性史研究」（1989年5月創刊）発刊等に同人的活動を展開し、

\* 國立政治大學東語系教授

その成果としては共著『中国女性解放の先駆者たち』（日中出版社、1984年）がある。なお柳田教授は、台湾と縁故が深く、戦前の台北市で小学校、高等女学校教育を終えており、戦後は1988年6月国際宋史討論会（於台北）に出席した後で、中央研究院歴史語言研究所を訪れている。

柳田教授の古稀を記念して出版された論文集『中国の伝統社会と家族』（汲古書院、1993年）柳田教授の研究領域である宋代史・中国女性史の研究同志、学生等を編集委員とし、論文集のテーマを明確に限定設定し、しかも若手の研究者の論文を多く網羅している点で、他の日本での古稀記念論文集と編集の趣旨を異にしている。同書の編集後記によれば、論文集の編集に際しては、「テーマに沿った執筆依頼」と「執筆者間の意思の交流を重視した」ので、「全体的統一」を考慮して、中国女性史研究会の定例研究会の場を利用して、執筆者がそれぞれのテーマを発表しディスカッションを重ね、また数回の論文合同評議会、二回の合同研究会を行った、とのことである。今、この柳田古稀記念論文集を拝読して、柳田教授自身も執筆者の一人として参加されていることからして、これが単なる古稀記念論文集ではなく、また普通の単なる個性ある論文の集積でない。まさに日本における中国女性史研究の集大成の努力と成果をここに見ることができる。

## 二、新たな視点に立った中国社会像を摸索して

論文集『中国の伝統社会と家族』は、第一部「伝統社会の構造」(1)政治と支配、(2)社会経済と文化、第二部「家族・ジェンダー・女性運動」(1)家族・法・秩序、(2)ジェンダーと女性運動、に大別されている。

第一部「伝統社会の構造」(1)「政治と支配」では、高橋徹「李德裕試論——その進士観を中心にして」、渡辺孝「中唐期における『門閥』貴族官僚の動向——中央枢要官職の人的構成を中心に」、秦玲子「宋代の后と帝嗣決定権」、平田茂樹「宋代の垂簾聽政について」、柳田節子「宋代の女戸」、高橋芳郎「明代の奴婢・義子孫・雇工人——万曆十八年

新題例の前提」の計六篇が、先ず高橋、渡辺の二論文で進士官僚制度を門閥的角度から、また秦、平田の二論文では君主独裁制度と後の関係の中から、そして柳田、高橋の二論文ではこれまで注目の少なかった分野としての女戸・奴婢・義子孫・雇い人の角度から論じられている。全体的に唐・宋・明代の政治・支配的関係を、人間とその社会的地位のあり方から上下・貴賤等多角的に把握できるように設計配列してある。

次に、第一部(2)「社会経済と文化」では、大沢正昭「唐末・五代の在地有力者について」、島居一康「宋代両税法と客戸・佃戸」、宮沢知之「宋代四川の鉄銭問題」、毛塚明「王安石新法と錢荒——募役法存廃をめぐる論争を手懸りとして」、佐藤明「南宋期石門酒庫の胥吏について」、植松正「元代の賜田についての一考察——その返還の動向を手掛かりとして」、佐竹靖彦「水滸伝における伝統」、石川重雄「宋代祭祀社会と観音信仰——「迎請」をめぐって」の計八篇が掲載されている。国家と社会の関連を多角的角度から究明する観点に立って、先ず大沢論文では、社会経済を実質的に掌握し国家と社会の中間に位置するする中間層を、在野にあって農業・商業・流通業を流動的に經營する地方有力者としてモデル化を試みている。次に島居論文では、宋代主客と両税・役を土地所有形態の角度から、続いて宮沢論文は、貨幣体制の主流である銅銭のもう一方にある鉄銭と紙幣の流通に関する基礎的事実関係の研究であり、毛塚論文は宋代の銅銭不足というデフレーション現象から王安石新法の目的の所在に新たな疑問を投げかけている。また佐藤論文では宋の地方支配の実態を江南地方の国家的専売である酒庫から考察し、植松論文は元の土地人民支配の在り方を〔賜田〕の政治・社会史的視点で考察。そして最後に文化的角度からの二篇は、先ず佐竹論文では国民文学から時代精神の反映を考察し、石川論文では宋代に国家祭祀の主な対象となって儀礼的におこなわれた観音信仰の「迎請」を論じている。ここでは中国の伝統社会に流動化現象をもたらす中流階層の分析に焦点を当てて論じている。

第二部「家族・ジェンダー・女性運動」(1)「家族・法・秩序」は、宋

・元・明・清及び高麗に関する論文十二篇で構成されている。小林義広「宋代の『勸学文』」では、宋代の布告文の一種である「勸学文」を通じて、地方官の郷村社会の秩序維持と把握を論じ、小島毅「婚礼廟見考——毛奇齡による『家礼』批判」では、儒教を再検討する角度で女性の婚約・再婚の問題を論じた。遠藤隆俊「宋代蘇州の范文正公祀について」では、儒教教育機関として特に祀堂の管理運営を検討。川村康「宋代贅婿小考」では財産関係との関わりで婿入りを検討、板橋真一「宋代の戸絶財産と女子の財産権をめぐって」では、「戸絶」財産の帰属と女性の分産要求から国家との財源的関わりと女性の地位を論じた。ジョセフ・マクダーモット「宋代家族組織における平等と不平等」（英文）では、趙鼎の家訓が司馬光と范仲淹への批判に立ったもので、趙鼎は財産の面から大家族組織内の成員の平等と調和を図ろうとしたと論じ、大島立子「元代家族の分籍について」では、分籍が同族間の結束を弱体化させて経済的に離反させる結果になったことを論じた。伊原弘「明末清初の潮州における烈女と旌表——地名になった女性たち」では、地名から男の海外流出に伴う廣東一帯の社会現象を検証して烈女の作爲性を論じ、スーサン・マン「自殺と生存」（英文）では、福建泉州・漳州という高度に商業化を遂げた地区に寡婦の自由意思に基づく自殺があって、それを文化的病理現象・社会経済的・儒教思想の影響から論じた。武内房司「清代苗族の相続慣行——貴州東南部苗族社会における姑娘田習俗について」では、漢族移入以前の揚子江以南・西南地区では女子の財産権が家族間の絆を強化維持する社会的機能を果していたが、清代中期以降の木材業の発達の中で富の蓄積に伴う父系宗族原理が形成されて、旧習は消滅をたどったことを論じた。小野和子「清末の新刑律暫行章程の原案について」は、北京図書館等での新資料『修正刑律案語』附則つまり新刑律暫行章程の原案（五条）の紹介があるため、同論文は資料紹介兼研究の性質をもつ。光緒三十三年沈家本の上程した新刑律案は日本人岡田朝太郎の起草になるので、日本での近代的民法制定の過程で発生した反対意見を考慮して、東洋的折衷を図った。しかし、同法の制定は、清朝

の領事裁判権を回収するためのポーズで、斬刑を絞首刑に統一したが、家族関係では三綱五倫の旧律に過ぎないことを論じた。唯一の朝鮮方面的論文は、井上和枝の「高麗時代における女性の財産相続」である。

第二部「家族・ジェンダー・女性運動」(2)「ジェンダーと女性運動」では、八篇の論文がテーマに沿って、中世から現代中国までにわたって論述されている。パトリシア・イバリー「洪邁『夷堅志』における女性と怨み」(英文)では、十二世紀の小説に取材して相対する性の人間の嫉妬・鬱積の復讐の様を典型化し、ドロシー・コー「詩人をとりまく十人の女弟子——十八世紀中国におけるジェンダー関係形成の一事例」(英文)では、女性文化が文学・宗教の面で主体性を明確にしても、所与の地位例えば輩行・年齢の面でグループの階層形成が決定される矛盾性をもつことを論じて、儒教のみを伝統的社會における制圧的秩序とするこれまでの見解に対して、伝傳社會内部からの変化に分析の焦点を当てて論じた。相田洋「金蘭会・宝巻・木魚書——中国における結婚拒否運動と民衆文芸」では、一般には家族的トラブルから自殺か尼的現実逃避の「灰色の生活」を選択せざるを得なかった中国女性だが、広東珠江デルタ地方では非漢族的伝統と養蚕・製糸業という經濟的自立の要素と、『香山宝巻』『劉香宝巻』『錦繡食斎』などの女人成道物語の閲読によって、女性をして結婚拒否運動にいたらせたことを論じた。リンダ・グローブ「二十世紀初、中国における機械化と女子労働」(英文)では、農村織布業における工業化・機械化の導入の緩急の面から、機械化が緩慢・中小規模であった江南では女性が織布の主体でありつづけ得たが、急速に機械化・工業化した華北では織布が女性の手から速やかに男性に移行したとして、新技術導入のパターンや經營形態の違いが労働における性的役割分担に影響することを論じた。

針谷美和子「太平天国における女性の地位」では、太平天国の女性政策の成否を女営制度・男女分館制度・女館・娼妓禁止・纏足禁止・女性科挙・土地と教育の男女平等について、それらが近代的面を含みつつも、その実は天父上帝の名のもとに多妻即權威の象徴という女性支配を実行

し、三綱五倫の儒教的封建的家庭・女性觀で男尊女卑の身分制度をもつて從來の中国伝統の家庭秩序の破壊をなしたために、家庭再建を基礎に置く曾国藩に破れたことを論じた。前山加奈子「林語堂と『婦女回家』論争——1930年代に於ける女性論」では、林語堂に反映される大都市的で、日常的に英語雑誌の閲讀が可能な、しかも良妻賢母型の母妻から感受される幸福な家庭生活を送る中国の中產階級の代表的女性論が女性の結婚即就職という考えであったから、「働く女」の側からの当然の批判を受けたことを提示。江上幸子「抗戦期の辺区における中国共産党の女性運動とその方針転換——雑誌『中国婦女』を中心に」では、雑誌『中国婦女』の分析から『四三決定』で批判された抗戦期の女性運動が、多元的で組織の活性化・大衆化に役立ったと評価し直すと同時に、逆に『四三決定』が女性の「性」を軽視して、經濟的独立のみに女性解放の問題が解決するとした「唯經濟主義」を、これが実は女性労働力の動員という政治的目的のためであったと論じた。末次玲子「近五十年の華北農村における家事労働史」では、家事労働が政治經濟及び家族の発展段階と密接であることを一九四〇年代の「革命」前後に区分して比較論究し、農村の女性が社会的労働と無償の家事労働の二重負担を背負わされている現状を指摘して、「現在生活と地球の防衛のために、家事・育児労働の主体の側から産業や政治を変えていく必要が切実なものになった」と結んで、中共の女性政策の根本に批判のメスを入れた。小浜正子「現代中国都市における性別役割分業」では、一九八〇年代の中国都市家庭での性別役割分業を家計と家事の分担の在り方を党・政府の女性就業政策の変化との関わりで論究し、「女性の立場に立った独自の発言力が必要」と、これも批判的な結論でもって、この論文集の最後を締めくくった。

### 三、結び

前近代と近代の連続の中に、中国女性の在り方が考究されているのが、柳田古稀記念論文集の特徴である。女性の置かれている地位には、確か

に「革命」前後でもあまり大きな変化がなさそうだ。女性の直面している現状的課題には、前近代・近代に連續性・継承性・停滞性がある。柳田古稀記念論文集では、伝統的社會の再検討を通じて、現代的課題の根本に迫る姿勢を示した。個別論文の集積にもかかわらず、中国女性史研究の立場から中国の将来への展望的課題と批判性を結論にもつ、共同研究的に成功した数少ない論文集である。個別に執筆された論文はその独創性を保持しつつも、それぞれに次のテーマとの関連性・継続性・発展性の相關的課題を託されていて、論文集全体の展開の中から、現代の転換期にある中国の国家と社會、家族、男女關係等を、再度視点を変えて見直そうという批判性を示している。そこに、1990年代の日本の中中国研究の基本的姿勢の反映を見いだすことができる。様々な矛盾を顕在化させている現代中国の今日的課題の模索のために、もう一度、伝統的中国社會の構造特に民衆的立場にもどって、多角的視点で解明を試みた力作の集合である。歴史的教訓を汲み今に生かそうとする苦心の痕跡が伺われ、中国女性史研究の底流に深い人間愛の発露がみられる。中国女性への提言である「女性の立場に立った独自の発言力」の必要性は、日本の女性史研究家自身の覚醒の声でもある。

女性の立場からすると、これまでの「体制」「イデオロギー」の違いは、たいして関係がなかったようだ。人類の半分を占める女性が、過去において女性特有の一連の生殖にまつわる現象つまり生産機能を有して妊娠から育児に伴う家事労働という家族の再生産活動において男性より適切であったために、「家」と「社会」のなかで長く不当な性差別の境遇下に置かれていた。それは家族の発生が種の保存という要因よりは経済的生産要因特に財産の父子相続を可能にした男性の物理的強力による。家父長である男性の死によって、未成年の男子の母である女性が家母とでも呼ぶべき権勢を振るうことがあっても、それは単なる代理にすぎないので、家長と同格の地位を占めたとは言えない。家父長制は支配であり、支配は力である。この家父長制なる状態が発生する理由を歴史にさかのぼって探る段階で、「家」と家族の問題から派生延生する関係とし

て「社会」と「国家」との関係が出てくる。もともと家族という集合体は男女が生産に従事し、それを消費する生活システムにおいて特に家事労働という区別を必要としなかった。家事労働が貨幣経済的価値を伴う労働から切り離された無償の「愛の労働」として女性に従属を強いる労働になるのは、私有財産の保持の主体としての家族の成立以後のことである。そこで抑圧からの解放として第一に求められたのが、経済的自立による抑圧からの解放であった。つまり専業主婦なる地位が女性に与えられるようになったのは、近代になってからのことである。そこで働く女性と働かない女性とを対比させて、働くことを基準にして性別役割分業が固定化される。

働かない女性の「劣った性」は人格の自立外に置かれ、前近代に据え置かれる。しかし自立には精神的なものと生活的な側面の自立とがあるが、人格の自立が図られるためにはその経済的自立がなによりも優先する。そこで女性の解放は男性と同様に社会の場で働くことにあるとされ、女性にとって家事への専念は抑圧であり、働きたい欲望の達成が解放となる。働く女性は必然性と働きたい欲望とは同じ次元の問題ではない。多くの労働力の確保のために、女性や子供が仕事に狩りだされる状態、つまり家族の維持のために働く必然性を強要される状況は、決して人間の経済的ひいては精神的自立とイコールではない。働く女性が一般化して、社会に女性が男並みに働ける仕組みと保障が整備されつつあっても、やはり女性の家事労働への負担は大きく、それが女性をして就業の道を絶たせて夫への依存度を強めさせたり、仕事との両立を考慮しての出産拒否と結婚拒否という家庭の維持否定を招かしめる。これまで女性解放運動の本家のように見做されてきた中国の現状が、実は体制の違いとは無関係に経済優先の立場で家族と女性を位置づけし、女性が外に働きにでること自体が別な「疎外された労働」という状況を生み出し、男女の共生・共同責任・補足協力関係において經營されるべき家族の創成が欠けていることを、柳田共同研究グループは明確に提起した。実に女性の問題は単なるイデオロギーの問題では解決されない現実態の

問題である。

柳田古稀記念論文集が提起する新しい視点にたった中国女性史研究とは、女性を様々な仕組みのなかに位置設定して考えさせるばかりでなく、「家」「家父長制」の形成過程を歴史的事実の分析に遡って検討し、中国内部の発展過程の中から醸酵してくる変化の軌跡を明晰にし、将来への方向づけを顕著にした点で評価されうるが、一方では女性と環境・地球の防衛についての研究及び現実に中国女性の戸外での労働を支える子供にとってのお婆さんの家事労働への視点を欠くことで、遺憾が残る。女性の立場にたった独自の発言とは、単なる号令では済まされない。中国女性の人としての個人の尊厳の確立が実に将来的課題となるのである。